

# 多重債務問題に対する自治体との連携と信用生協の取組み

岩手県消費者信用生活協同組合

統括マネージャー 上田 正

## 1. 信用生協の設立と現状

昭和44年に相互扶助の理念を生かし生活資金の貸付を行う生協法人として設立。

くらしの相談と生活資金の貸付事業を行ない、貸付原資は組合員の出資金と銀行からの借入金。組合員数1万7千人、出資金11億円、貸付残高76億円（2006年度末）の事業規模。事業の中核は平成元年に創設した消費者救済資金貸付制度。

## 2. 消費者救済資金貸付制度（資料1）の設立経過とその役割

きっかけは集団名義貸し詐欺事件で貸付制度により多重債務問題解決の選択肢が広がる。自治体が金融機関に預託金を預け金融機関は信用生協に預託額の四倍の借入枠を与えた。多重債務問題は個人の問題だけではなく社会的・構造的な問題でもあり、多重債務者の多くは消費者信用取引被害者という認識が自治体・議会に広がる。県内ほとんどの市町村がこの制度に参加し総額約12億円の預託を行ない48億円の融資枠で制度を運用。貸付は多重債務問題の解決の選択肢の一つに過ぎず、相談者が融資をうけて解決する割合は全体の15%で、他は自己破産・個人再生手続き・特定調停・分割任意整理を選択。貸付は個人ではなくその世帯に行い目的は家計収支の改善。多重債務者本人だけで問題の解決には限界があり同居家族・親族の支援が必要。貸付後も生活支援室がフォロー。

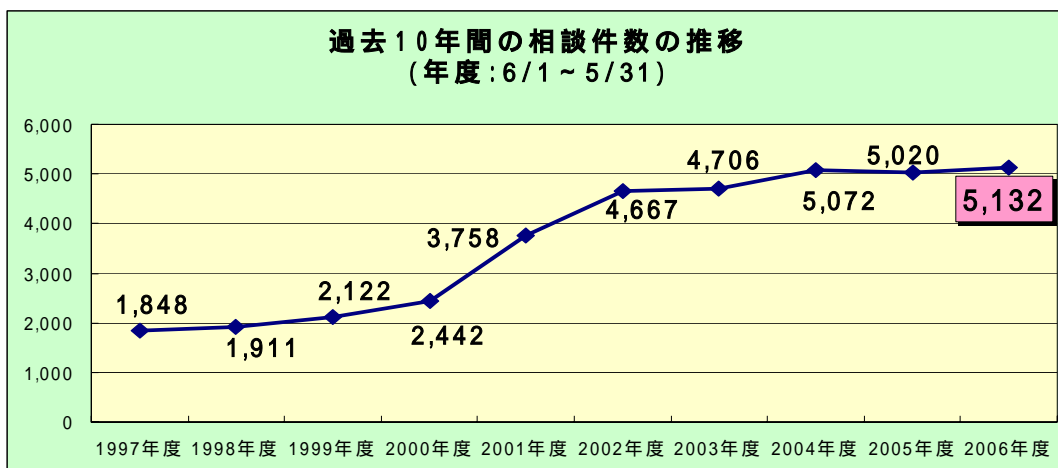
## 3. 生活再生資金貸付制度とセーフティネット貸付機関連絡会議の設置

今年6月から新たに生活再生資金貸付制度を実施。この制度は社会福祉協議会等の公的融資制度や銀行等から借入ができない場合に利用できる。最近では破産したため金融機関からの借入ができず車検代の20万円を申し込むなどの利用が増えている。

9月に県民生活センターの呼びかけでセーフティネット貸付機関連絡会議を設置。岩手県児童家庭課（母子・寡婦福祉資金）、岩手県社会福祉協議会（生活福祉資金）、東北労働金庫（自治体提携融資制度）、信用生協（消費者救済資金貸付制度）の貸付に関する関係機関と相談機関が相互に情報交換と連携を図り、多重債務者等の資金需要がある際の適切な紹介・誘導を図りヤミ金被害を防止することを目的としている。

## 4. 信用生協の相談体制

県内4市に相談センターを設置し相談員20人で対応。毎週弁護士・司法書士の無料法律相談、地域相談会（県内14市町村と提携）を実施。他に電話相談・メール相談実施。NPO「いわて生活者サポートセンター」と連携し、DV（配偶者間暴力）相談やギャンブル依存症のグループカウンセリングも実施。



## 5. 相談者の特徴と負債額（2006年度相談者 5,132人の属性分析から）

相談者の借入動機は、「生活費の補填」が最多の1,721人で相談者全体の33.5%を占め年々増加の傾向にある。ちなみに遊興費等は23.1%、車等の物品購入が10.2%。年収別では相談者の過半数が年収200万円以下でパート・アルバイト等の非正規雇用者が増加し続けている。相談者一人当たりの平均負債額は450万円。借入先はサラ金だけではないことや生活苦が背景にあることから貸金業や金利規制だけでは問題解決とならない現実がある。

信用生協相談者 5,132人の借入先別の平均負債額(住宅ローンは除く)

借入先	金額
サラ金	2,028,838円
信販会社キャッシング	702,260円
車などの物品購入	380,553円
銀行	882,501円
個人	204,783円
税金等	6,430円
その他(家賃・教育費等)	303,975円
合計	4,509,340円

## 6. 地域に多様な相談と貸付のチャンネルを

多重債務問題は法律専門家に相談すれば必ず解決方法が見つかる。1人で悩むことの多い多重債務者を勇気づけ、法律専門家に速やかにつなぐことが相談員の基本的な役割。相談窓口には自治体・弁護士会・法テラス・司法書士会・被害者の会や生協などがあり、貸付の窓口も自治体、社会福祉協議会、協同組織金融機関、生協などがある。身近で多様な相談と貸付の窓口が整備され、その情報が広く住民に周知されている状況が今必要とされている。

## 自治体提携消費者救済資金貸付制度

# スイッチローン

スイッチローン（消費者救済資金貸付制度）は、信用生協、県内市町村、岩手弁護士会消費者問題対策委員会、提携金融機関の四者による多重債務をはじめとする消費者問題を解決するための、総合的なシステムです。単に、融資を行うだけでなく、生活再建のための債務整理や訴訟費用等をバックアップし、解決にいたるまで適切なアドバイスと具体的な解決策についてご相談いたします。

